様式第４号（第10条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　様

八頭町長

　　　　　　　　　　　八頭町就農研修支援交付金交付決定通知書

　　年　　月　　日付で申請のあった　　年度八頭町就農研修支援交付金については、八頭町補助金等交付規則第６条第１項の規定により、下記のとおり決定しましたので、同規則第８条の規定により通知します。

記

１　補助金等の対象となる事業は、　　年　　月　　日付で申請のあった　　年度八頭町就農研修支援交付金事業として、その内容は申請書の内容欄記載のとおりとする。ただし、事業内容及び経費に変更が生じた場合は、変更申請をしなければならない。

２　補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。ただし、事業の変更申請がなされた場合には変更後の額とし、別に変更通知するものとする。

補助事業等に要する経費　　金　　　　　　　　　　円

補助金等の額　　金　　　　　　　　　　円

３　補助事業者等は、八頭町補助金等交付規則に従わなければならない。

４　この補助金等に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。